

永平寺町規則第9号

永平寺町下水道事業会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町下水道事業会計規則の一部を改正する規則

永平寺町下水道事業会計規則(令和6年永平寺町訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第63条第1項中「14」を「13」に改め、同項第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同項第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同項第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第6号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第2項及び第3項中「14」を「13」に改める。

第64条中「15」を「14」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。